

議事日程第 5 号

令和 7 年 9 月 1 0 日（水）

第 1 議案訂正の件（議案第 5 9 号及び第 6 0 号）

訂正理由の説明（市長）、質疑、表決

第 2 議案上程（議案第 5 4 号から第 6 2 号まで並びに報告第 1 1 号及び第 1 2 号）

議案説明、質疑、常任委員会付託

第 3 予算特別委員会設置、付託

第 4 決算特別委員会設置、付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（1 5 人）

1 番 吉 田 清 孝	2 番 古 仲 清 尚	3 番 鈴 木 元 章
4 番 安 田 健次郎	5 番 吉 田 洋 平	6 番 蓬 田 司
7 番 船 木 正 博	8 番 佐 藤 誠	9 番 畠 山 富 勝
1 0 番 進 藤 優 子	1 1 番 笹 川 圭 光	1 2 番 太 田 穰
1 3 番 三 浦 利 通	1 4 番 小 野 肇	1 5 番 田 井 博 之

欠席議員（1 人）

1 6 番 小 松 穂 積

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	原 田 徹
副 事 務 局 長	濱 野 美紀子
主 席 主 査	三 浦 洋 平
主 席 主 査	中 川 祐 司

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅 原 広 二	副 市 長	佐 藤 博
教 育 長	鈴 木 雅 彦	監 査 委 員	鈴 木 誠
総 務 企 画 部 長	杉 本 一 也	市 民 福 祉 部 長	畠 山 隆 之
観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	三 浦 大 成	産 業 建 設 部 長	鈴 木 健
企 業 局 長	湊 智 志	企 画 政 策 課 長	高 桑 淳
総 務 課 長	平 塚 敦 子	財 政 課 長	沼 田 弘 史
福 祉 課 長	北 嶋 三 世	生 活 環 境 課 長	岩 谷 一 徳
観 光 課 長	村 井 千 鶴 子	男 鹿 ま る ご と 売 込 課 長	伊 勢 谷 毅
農 林 水 産 課 長	夏 井 大 助	建 設 課 長	三 浦 昇
病 院 事 務 局 長	天 野 秀 一	会 計 管 理 者	佐 藤 静 代
教 育 総 務 課 長	湊 留 美 子	こ ど も 未 来 課 長	清 水 琢
選 管 事 務 局 長	(総 務 課 長 併 任)	監 査 事 務 局 長	佐 藤 一 明
農 委 事 務 局 長	濱 野 勇 幸	企 業 局 管 理 課 長	目 黒 一 人
ガ ス 上 下 水 道 課 長	斉 藤 清 彦		

午前 10 時 00 分 開 議

○副議長（船木正博） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

小松穂積議長より欠席の届出があります。

議長が欠席のため、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、私が議長の職務を執り行います。

○副議長（船木正博） 本日の議事は、議事日程第 5 号をもって進めます。

日程第 1 議案訂正の件（議案第 59 号及び第 60 号）

○副議長（船木正博） 日程第 1、議案訂正の件を議題といたします。

訂正理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました議案訂正の件について、御説明を申し上げます。

このことにつきましては、本定例会に提出しております議案第 59 号男鹿市移住体験住宅設置条例の制定並びに第 60 号男鹿市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について、条文に錯誤がございましたので、その訂正をお願いするものであります。

まず、議案第 59 号の訂正の内容としましては、議案書の 10 ページ、第 11 条の条文の一部を、別紙正誤表のとおり改めるものであります。

また、議案第 60 号につきましては、議案書の 13 ページ、16 ページ及び 19 ページ、第 1 条から第 3 条の改正文の一部を削除し、別紙正誤表のとおり訂正するものであります。

以上、訂正理由について御説明を申し上げます。

議案の提出に当たり、内容の確認が不十分であったことにつきまして、深くおわび申し上げます。今後、このようなことがないように、細心の注意をもって議案内容のチェックを徹底してまいりますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○副議長（船木正博） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（船木正博） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第59号及び第60号を一括して採決いたします。本2件については、訂正の申出を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（船木正博） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号及び第60号の訂正は承認されました。

日程第2 議案第54号から第62号まで並びに報告第11号及び第12号を一括上程

○副議長（船木正博） 日程第2、議案第54号から第62号まで並びに報告第11号及び第12号を一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

杉本総務企画部長の説明を求めます。杉本総務企画部長

【総務企画部長 杉本一也 登壇】

○総務企画部長（杉本一也） それでは、議案第59号について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書7ページをお願いいたします。

男鹿市移住体験住宅設置条例の制定についてであります。

提案理由であります。少子高齢化や人口減少が著しい本市では、移住促進による定住人口の確保が重要であります。

こうした中、本市への移住を検討している方が、一定期間滞在しながら本市での生活や地域文化を体験していただくことで、移住後の具体的な生活イメージを描きやすくし、将来的な移住・定住につなげることを目的とした移住体験住宅を整備するものであります。

次のページをお願いいたします。

この条例は、設置及び管理に関する規定を定めるものでありまして、第1条で、名称を「男鹿暮らし移住体験住宅」とし、第2条で、業務を移住体験や移住相談のほ

か、先輩移住者との交流事業や交流人口・関係人口創出につながる取組を行う場として活用することを規定しております。

第3条「使用の許可」、第4条「使用許可の制限」、次のページ、第5条「目的外使用等の禁止」、第6条「使用許可の取消し等」につきましては、管理する上で必要となる規定を設けております。

第7条では、使用期間を連続した3日以上30日以内と定め、ただし書きで例外規定を設けております。

第8条「使用料」では、第1項で使用料を別表において、5月から10月までは、1日につき1,000円、11月から翌年4月までは、1日につき1,500円と定め、第2項で前納することとし、ただし書きで例外規定を設けております。

第9条では、使用料の減免に関する規定を設け、次のページ、第10条では、納入した使用料は還付しないこととし、ただし書きで例外規定を設けております。

第11条では、原状回復の義務について、第12条では、損害賠償の義務について、それぞれ規定しております。

第13条では、施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。

施行期日は、令和8年1月1日からとしております。

次に、議案書12ページをお願いいたします。

議案第60号男鹿市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

提案理由であります。地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児・介護休業法の一部改正に伴い、職員の仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、各条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。13ページになります。

第1条は、男鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、小学校就学前の子を養育するための休業を認める「部分休業制度」について、現行の1日につき2時間を超えない範囲で認められている部分休業に加え、新たに条例で定める範囲内でも取得できる規定を整備するものであります。

新旧対照表中、主な改正点について御説明いたします。

第19条は、部分休業をすることができない職員に関する規定であります。勤務日ごとの勤務時間を考慮する規定を削除し、部分休業できる非常勤職員の対象を広げるものであります。

第20条は、部分休業を「第1号部分休業」とし、勤務時間の始めと終わりに限って認められていた取得時間帯を、勤務時間内のどの時間帯でも取得可能となるよう拡大するものであります。

次のページをお願いいたします。

第20条の2は、部分休業の新たな取得形態「第2号部分休業」について規定するもので、承認単位を1時間とし、1日の全部または一部について取得可能とするものであります。

次のページをお願いいたします。

このたびの改正により、職員はいずれかの部分休業の選択が可能となりますが、第20条の3は、その請求期間を定め、また、第20条の4は、新たに規定した部分休業を取得できる時間を、正職員は77時間30分、非常勤職員は1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とし、第20条の5で予測できない事情が生じた場合には取得形態の変更を可能とする規定を設けるものであります。

次のページをお願いいたします。

第2条は、男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。

育児・介護休業法の一部改正に伴い、国家公務員に対し、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置がなされることを踏まえ、本市においても国に準じて同様の措置を講ずるため、所要の改正を行うものであります。

次のページをお願いいたします。

第21条の2は、子の年齢に応じて柔軟な働き方を実現するため、「妊娠・出産時」と「子が3歳に達する前」の2回、職員に対し、仕事と育児の両立支援制度に関する情報提供や意向確認等を任命権者に義務づけるものであります。

次のページをお願いいたします。

第21条の3及び次のページ、第21条の4は、介護離職防止のため、職員が家族

の介護に直面した場合に介護休暇制度等の情報提供や意向確認のほか、40歳に達した職員に対し制度を知らしめることを任命権者に義務づけ、仕事と介護の両立が円滑に行われるよう、研修や相談窓口の設置等による勤務環境の整備を行う規定を定めております。

次のページをお願いいたします。

第3条は、男鹿市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。部分休業制度の拡充に伴い、部分休業の形態を改めるものであります。

次のページをお願いいたします。

施行期日は、令和7年10月1日であります。令和8年3月31日までの6か月間は、第2号部分休業を請求する職員については、請求可能な時間の範囲を通常の半分とする経過措置を定めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（船木正博） これより議案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。13番三浦利通議員

○13番（三浦利通議員） 皆さん、おはようございます。

杉本部長、先ほど御説明いただいた議案第59号男鹿市移住体験住宅設置条例の制定についてということで、新しくこういう事業を行うというようなことですが、目的は現状の男鹿市の人口減少を少しでも食い止めるために、市外・県外から若い人を中心に何とか移住・定住を考えてもらいたい、その具体的な環境をつくりたいというようなことだろうと思いますが、本市への移住を検討している者、部長あれですか、具体的な需要がどのくらい見込まれるのか、その辺をどう捉えているのか、掴んでいるのか。全然見込みがない中で、分からない中で発車するというようなことなのかどうか。それではややもすれば具合悪い部分がなきにしもあらずなのかなってというような気がしますけれども。

それから、具体的に、どういう年齢層とか、家族形態はどういうふうなことをイメージしているのか。まだ稼げる一定の年齢の比較的若い人が一人で来て、それなりに自分のやりたい仕事とかそういったものを体験というか、そういった仕事に就きな

がら頑張っってやっていくというイメージなのか。ある程度御高齢になって、夫婦で年金暮らしの方が来て、男鹿市は生活しやすい、市長が言うように自然環境もいいし、そういうところに将来住んでいきたいということなのか。括弧、昔のＣＣＲＣ的な発想なのか、その辺ちょっと分からない、イメージが出てこないんですけども、部長はこの事業を進めていく上で具体的にどの辺を描いているのか、ちょっとお聞かせください。

もう一つは、懸念されるのは、あまりこういう安易に、至れり尽くせりの施策対応することが、果たして市にとってベターなのかどうか。で、先日もありましたように、片や、現在市に住んでいる市営住宅等の状況というのは、決してよくないような環境の中で住んでいる。市の財政等々の理由の中で、そういった市の住宅も改修すべき状況なのに、容易に改修できなかつたり、建て替えなんかも当分は無理というような状況が強い中で、おかしいのではないかというような捉え方ももしかすれば出てくる可能性もなきにしもあらずというような面もあるかと思えますけれども、その辺についてもお聞かせください。

以上です。

○副議長（船木正博） 杉本総務企画部長

【総務企画部長 杉本一也 登壇】

○総務企画部長（杉本一也） お答えいたします。

まず、今回行う事業の目的でありますけれども、移住を検討している方が一定期間男鹿市に滞在しながら、実際の生活体験をすることで地域の環境や人との関わりを深め、将来の移住につなげていくことを目的としております。

この中で、先ほど質問がありましたニーズについてでありますけれども、これまで首都圏を中心に移住フェアやイベントに本市として積極的に参加しておりますけれども、その際に来場者から、移住する上でこういった体験住宅、一定期間住めるような住宅がないかという声を複数聞いております。移住に積極的に参加しているほとんどの自治体、県内では既に１０自治体がこの移住体験住宅を整備済みでありますけれども、こうしたところと横並びになった際に、やっぱりどうしてもそちらのほうに移住希望者が引っ張られていってしまっているというような現状がある中で、これまでもいろいろ移住体験住宅の整備を検討してきましたが、整備するには大きな費用が必要

となりますので、なかなか進めることができなかったと。そういったところ、このたび、寄附物件を活用してこういった施策を進めることができるというふうな条件が整いましたので、実施させていただきたいというものであります。

ニーズにつきましては、先ほど申しました移住フェア等で多くの声を聞いておりますので、一定の数はあるのだろうというふうに思っております。

それから、ターゲットにつきましては、特に、拒むことなく、こういった方でも希望する方は受入れしますけれども、一番の目的は、やはり子育て世帯の受入れを中心に、この移住体験住宅を活用していきたいというふうに思っております。

それから、ほかの施策といいますか、今、議員からありました市営住宅の整備等との絡みの中で、この施策がいいのかどうかというふうな話でありますけれども、決して移住者のためだけにやっているわけではなくて、今、人口減少を非常に大きな課題としている中で、移住者を呼び込んで人口減少のスピードを緩めると、そういったことが、結果的には地域全体に、男鹿全体にとっていい結果をもたらすだろうというふうに思っております。例えば、様々な公共交通の維持につきましても、乗る人がなかなか少なくなっている現状の中で、移住してきている方々が、人口が一定数確保されることで、こういったことの維持も可能となりますし、あるいは、小・中学校の統合が進んでおりますけれども、生徒数の維持についてもですね、先ほど申した子育て世帯を中心とした移住が、結果的には学校の維持等にもつながるというふうに思っておりますので、非常に重要な取組、ほかの取組と比較してどうこうというわけではありませんけれども、今の男鹿市の置かれている現状を踏まえれば、こういった移住施策について積極的に取り組むということが、今必要であろうというふうな認識であります。

以上です。

○副議長（船木正博） 再質疑ありませんか。13番三浦議員

○13番（三浦利通議員） 事業そのものを全て否定するわけではありませんけれども、ただ、部長、片方では地域おこし協力隊、以前からやっていて、既に今まで何十人単位で、その任期を終えてからも市内に定住した隊員もおるし、そうでない方も多し。むしろ、そうでない方が多いのかなと。その点がなぜ、せっかくそういう地域おこし協力隊で頑張ってこられて、なるべくならぜひ男鹿市に定住してもらいたいと。

定住できるような環境づくりというようなことも、もしかすれば我々も含めて努力が足りなかった面もなきにしもあらずと。そういった検証も、ある面では、こういう事業を展開する上で、ちょっと抱き合わせ的に捉えて、もう一回検証が必要なのかなと。

もう一つは、よく言われる若い人たちが地元の高校を出たり、それから大学を出ても、自分の希望するような、納得するような職場がないというようなことで、やっぱりどうしても市外に出てしまう、県外に出てしまうというような、そういう状況がずっと続いておりますけれども、そういった部分にも今まで以上に力を入れて、市長もよく言われるように、幸いここへ来て誘致企業等の建設スタートもなされておりますので、そういった職場に、ぜひ市に戻ってきて地元に着してもらうという、その辺の働きかけも、もしかすれば今までちょっと足りなかった面もなきにしもあらずというようなこともありますので、そういったことも抱き合わせをしながら、総合的に移住・定住の関係についてはやっていかなければ、容易に自分たちが納得するような成果が出てこないのではないかなというような気がしますので、この後その辺についても併せて市内全体で課題等を整理しながら対応してもらえればと思います。御答弁、要りません。終わります。

○副議長（船木正博） 13番三浦利通議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（船木正博） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第59号及び第60号については、御配付いたしております議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3 予算特別委員会設置、付託

○副議長（船木正博） 日程第3、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。予算に関する件を審査、調査することを特定事件とし、委員会条例第6条の規定に基づき、議員16人で構成する予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（船木正博） 御異議なしと認めます。よって、予算に関する件を審査、調査することを特定事件とし、委員会条例第6条の規定に基づき、議員16人で構成する予算特別委員会を設置することに決しました。

さらにお諮りいたします。議案第61号及び第62号については、予算特別委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（船木正博） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号及び第62号については、予算特別委員会へ付託することに決しました。

日程第4 決算特別委員会設置、付託

○副議長（船木正博） 日程第4、決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第54号から第58号までについては、委員会条例第6条の規定に基づき、議会選出監査委員を除く議員15人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（船木正博） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号から第58号までについては、議会選出監査委員を除く議員15人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、決算特別委員会は、9月12日、午前10時より議事堂に招集いたします。
以上、告知いたします。

休会の件

○副議長（船木正博） 以上で本日の議事は終了いたしました。

お諮りいたします。明日11日から24日までは議事の都合により休会いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（船木正博） 御異議なしと認めます。よって、明日11日から24日までは議事の都合により休会とし、9月25日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前 10 時 26 分 散 会

議 案 付 託 一 覧 表

総 務 委 員 会

議案第 59 号 男鹿市移住体験住宅設置条例の制定について

議案第 60 号 男鹿市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について

予算特別委員会

議案第 61 号 令和 7 年度男鹿市一般会計補正予算（第 3 号）について

議案第 62 号 令和 7 年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第 1 号）について

決算特別委員会

議案第 54 号 令和 6 年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 55 号 令和 6 年度男鹿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 56 号 令和 6 年度男鹿市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 57 号 令和 6 年度男鹿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 58 号 令和 6 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

